

8 医療

◆ 各種診査・相談

種類	内容	窓口
相談	妊娠・出産・育児に関する相談	親子サポートステーション(母子保健課) 東部親子サポートステーション 西部親子サポートステーション 北部親子サポートステーション
	子どもの発達に関する相談、障害児支援、療育相談	母子保健課 子ども発達支援センター
	健康(保健・栄養・歯科など)相談・支援、難病相談、精神保健福祉相談	健康増進課
	結核、エイズ、感染症についての相談	地域保健課 予防接種・感染症対策室
教室・講座	離乳食教室、パパママ教室、妊産婦・育児相談	母子保健課
	健康講座	健康増進課
健康診査	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査(乳児・1歳6か月児・3歳児)、新生児聴覚検査、妊婦歯科健診	母子保健課
	女性健康診査、各種がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)、胸部検診、健康増進法健診(生活保護等受給者)、歯周病検診(20・30・40・50・60・70歳)	健康増進課
	高知市国保特定健康診査(40～74歳の高知市国民健康保険加入者)	保険医療課
検査	HIV・梅毒抗体検査、肝炎ウイルス(B型・C型)検査	地域保健課 予防接種・感染症対策室
訪問指導	赤ちゃん誕生おめでとう訪問(生後4か月までの全戸訪問)、妊産婦・乳幼児訪問	母子保健課
その他	母子健康手帳の交付	親子サポートステーション(母子保健課) 東部親子サポートステーション 西部親子サポートステーション 北部親子サポートステーション
	産後ケア事業(訪問型・宿泊型・通所型)	母子保健課
	予防接種に関すること	地域保健課 予防接種・感染症対策室

母子保健課／親子サポートステーション ☎855-7795

東部親子サポートステーション ☎882-0035

西部親子サポートステーション ☎843-0415

北部親子サポートステーション ☎820-1025

母子保健課 子ども発達支援センター ☎823-9552

健康増進課 ☎803-8005

地域保健課 予防接種・感染症対策室 ☎821-6514

保険医療課 ☎823-9359

◆ 助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由によって入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を対象に安心して出産をむかえてもらうための制度です。

該当世帯

①生活保護世帯 ②市民税非課税世帯

入所施設

高知医療センター 高知市池 2125－ 1

国立病院機構高知病院 高知市朝倉西町 1 丁目 2－25

高知赤十字病院 高知市秦南町 1 丁目 4 番 63－11 号

母子保健課 ☎855-7795

◆ 高知市福祉医療費助成制度

高知市福祉医療費助成条例に基づき、以下 3 つの医療費助成を行っています（要申請）。

県内の医療機関で保険診療を受ける場合、受給者証を提示すると、自己負担分について助成が受けられます。ただし、入院時食事療養費を除きます。

県外の医療機関では受給者証は使えませんので、一旦自己負担分をお支払いいただき、後日担当課で払戻しの手続きをしてください。

制度	対象
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と児童(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間の児童等) で所得税の非課税世帯※
子ども医療	中学生までの児童の入院、通院 (所得制限なし)

※所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分があるものとして、非課税世帯の判定を行う。

子育て給付課 ☎823-9447

制度	対象
重度心身障害児(者)医療	【18 歳未満】 - 身体障害者手帳 1 級または 2 級所持の児童 - 療育手帳 A 1 または A 2 所持の児童 - 身体障害者手帳 3 級または 4 級と、療育手帳 B 1 合併障害の児童
	【18 歳以上】 - 身体障害者手帳 1 級または 2 級所持の者 - 療育手帳 A 1 または A 2 所持の者 ※ただし、平成 15 年 10 月 1 日以降 65 歳以上で新たに受給資格を取得した方については市町村民税非課税世帯の方が助成対象。

障がい福祉課 ☎823-9053

◆ 公費負担医療制度

法律に基づく、公費による医療費助成があります。保険診療の自己負担分のうち一部を助成します。

制度	対象	給付の範囲	助成の範囲
未熟児 養育医療	指定養育医療機関で入院治療している①2,000g以下、②2,000g超で特に生活力が弱い1歳未満の赤ちゃん。 (②については審査により認定された者) *所得制限有	医療費 及び 食事療養費	・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定されます。 *子ども医療受給者証との併用により、指定養育医療機関（県内外）で治療される場合の保険診療にかかる窓口払いは発生しません。
自立支援 医療 (育成医療)	指定自立支援（育成医療）医療機関で治療を行う予定の者（身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来生活に支障を来すおそれのある児童）で、審査により認定された18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 治療用補装具費等	・医療費にかかる自己負担割合は原則1割ですが、世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担上限月額が決定されます。
小児慢性 特定疾病 医療	指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を行う予定の者で、国で定める疾病・対象基準に該当し、審査により認定された18歳未満の者。 *ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで延長可能。	医療費 及び 食事療養費、 日常生活用具費	・医療費にかかる自己負担割合は原則2割ですが、世帯の市町村民税課税状況額に応じて、自己負担上限月額が決定されます。 (*血友病等の先天性血液凝固因子異常については、自己負担なし)
結核児童 療育医療	指定療育医療機関で小児結核により入院治療を受ける必要のある18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 日用品・学習品等	・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定されます。

前ページ記載の高知市福祉医療費助成制度の受給者は、上記の公費負担医療制度で定められた自己負担額を高知市が助成します。

そのため、県内の指定医療機関においては、保険診療にかかる窓口負担は原則として発生しません。

県外の指定医療機関で公費医療（未熟児養育医療以外）を受ける場合は、一旦定められた自己負担額をお支払いいただき、担当課で払戻しの手続きをしてください。

子育て給付課 ☎823-9447

この他にも、いろいろな制度があります。詳細は高知市HPなどでご確認ください。

(例)	・ 自立支援医療（更生医療）	障がい福祉課	☎823-9053
	・ 自立支援医療（精神通院医療） ・ 特定医療費（指定難病）	健康増進課	☎803-8005
	・ 結核医療（適正医療・入院医療）	地域保健課 予防接種・感染症対策室	☎821-6514
	・ 医療扶助（生活保護受給中の方）	福祉管理課	☎823-9444

◆ 高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が**上限額**を超えたときに、その超えた分が支払不要となる、または後日還付される制度です。

上限額は、年齢や所得に応じて定められています。また、直近12か月（当月含む）の間に高額療養費に該当した月が3回以上あれば、4回目以降は上限額が下がります。

令和8年7月までは**月単位**の**上限額**のみとなっていますが、令和8年8月からは新たに**年単位**の**上限額**も設けられます。（月＝1日～末日、年＝8月～翌年7月）

▷制度は年々変わりますので、最新の情報は厚生労働省HPなどで必ずご確認ください。

マイナ保険証の場合	申請不要 ⇒ 上限額を超えた分は支払不要
マイナ保険証でない場合	【事前申請】 限度額適用認定証を取得し、窓口で提示する ⇒ 上限額を超えた分は支払不要
事前申請と事後申請の2通りがあります。	【事後申請】 自己負担分を一旦全額払い、申請する ⇒ 後日、上限額を超えた分が還付される

申請方法については、**健康保険の保険者**や**お勤め先**にお問い合わせください。

◆ 無料低額診療事業

社会福祉法第2条第3項第9号に基づき、高知医療生活協同組合の医療機関2つで、生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業が実施されています。

ご利用にあたりましては、各医療機関に直接お問い合わせください。

▷世帯全員の収入が分かるものが必要です。

▷無料低額診療を受けられる期間は、原則6か月間です（収入が変化した場合、要申告）。

- ・ 高知生協病院 高知市口細山 206-9 ☎840-0123
- ・ 潮江診療所 高知市高見町 363 ☎833-9511

また、上記医療機関で調剤処方された場合、調剤費の全部または一部を高知市が助成します（要申請）。

▷初診の日から28日以内に発行される処方箋に限ります。

健康福祉総務課 ☎823-9440